

## 1. 改正の理由

近年、開示請求の中には、実施機関に対する開示請求が行われ、それを受けて文書の探索、特定など一定の事務コストが発生しているにもかかわらず、開示の実施が行われないものが相当数存在し、また興味本位と思われるような本来の情報公開制度の目的を著しく逸脱するような大量の請求も発生していることから、情報公開の制度の趣旨を逸脱しないよう、情報公開制度の利用適正化に向けた制度改正を行い、令和6年6月より施行する。  
 今般、この奈良県情報公開条例の改正に伴い、同条例の解釈運用基準の一部改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

### (1) 1件の行政文書とみなす複数の行政文書の取扱い(第18条関係)

行政文書1件につき300円(オンライン200円)の「開示請求に係る手数料」の創設に伴い、規則に定める「1件の行政文書とみなす複数の行政文書」の例を明記。

#### 奈良県情報公開条例施行規則

(一件の行政文書とみなす複数の行政文書)

第12条 条例第18条第2項の規則で定める複数の行政文書は、**同一の簿冊**(同一の簿冊につづり込むことができずに複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊及び行政文書に添付した図画等であって同一の簿冊につづり込むことが困難なため、袋に入れ、又は結束して相互の関係を明らかにされたものを含む。)につづり込まれている複数の行政文書であって、**相互に密接な関連を有するもの**とする。

〈相互に密接な関連を有すると考えられる文書例〉

- ・要請と応答に係るもの (例 申請書と処分通知書、諮問と答申等)
- ・計画と実績に係る関係にあるもの (例 基本計画と実績報告書、実施計画と実施状況報告書等)
- ・通例必要とされる一連の手續に係るもの (例 調達手續における入札と落札、補助金交付における決定と実績報告、出張命令と復命書)
- ・会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料 など

〈相互に密接な関連を有しないと考えられる文書例〉

- ・関連を有しない法人等に関するもの (例 社会福祉法人Aと社会福祉法人Bに関する報告書等)
- ・異なる日に開催された会議等に関するもの (例 第1回審査会と第2回審査会)

### (2) 開示請求に係る手数料が納付されない場合の取扱い(第11条関係)

開示請求に係る手数料が納入されない場合は、「開示請求書(規則で定める開示請求書の記載内容)に形式上の不備があると認めるとき」として、開示請求者に対し、補正を求め、補正されない場合は、不開示決定を行うことを明記。

#### 奈良県情報公開条例施行規則

(開示請求書の記載内容)

第2条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

- 1～3 略
- 4 開示請求に係る手数料の額、納付日及び納付方法

### (4) その他

- ・開示決定等の期限の取扱い及び権利の濫用に当たる場合について明記(答申第286号)
- ・その他所要の改正に伴い、解釈について明記

### (3) 開示請求の手続き及び開示の実施について(第6条、第16条関係)

開示請求の手続きに、奈良スーパーアプリが追加されること、開示の実施方法に奈良スーパーアプリ及び電子メールが追加されることを明記。

なお、奈良スーパーアプリの追加に伴い、電子申請システムを使用した開示請求の手続きを削除。

**奈良スーパーアプリとは**

 奈良スーパーアプリでは、情報や業務を集約・統合する情報連携基盤により、行政サービスを組織や業務ごとにバラバラに提供するのではなく、**住民一人ひとりに寄り添って提供することを目指しています。**

住民は、奈良スーパーアプリポータルを通して、**自分の興味・関心に応じた情報を見たり、手元のスマートフォンなどで行政手続きが行えたり、いつでも、どこでも、インターネット環境で利用ができます(W e bアプリ\*)。**

\*スマートフォンへインストールするようなネイティブアプリではなく、PC・スマートフォン問わず、インターネット環境で利用できます。

**奈良県や県内市町村の行政サービスを提供します。**

▲住民用トップページ (ログイン後)

---

奈良スーパーアプリの主な機能



情報発信  
(ポータル)



施設予約



電子申請

Nara Prefecture